

既存添加物名簿の一部を改正する件新旧対照条文
 既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 アウレオバシジウム培養液（アウレオバシジウムの培養液から得られた、一・三・一・六・グルカン を主成分とするものをいう。）</p> <p>二〇八（略）</p> <p>九 アスペルギルステレウス糖たん白質（アスペルギルステレウスの培養液から得られた、糖タンパク質を主成分とするものをいう。）</p> <p>十〇十九（略）</p> <p>二〇 L・アラビノース</p> <p>二一〇二十三（略）</p> <p>二〇四 アルミニウム</p> <p>二五〇三十一（略）</p> <p>三二 イノシトール</p>	<p>一 アウレオバシジウム培養液（アウレオバシジウムの培養液から得られた、一・三・一・六・グルカン を主成分とするものをいう。）</p> <p>二 削除</p> <p>三〇九（略）</p> <p>十 アスペルギルステレウス糖たん白質（アスペルギルステレウスの培養液から得られた、糖タンパク質を主成分とするものをいう。）</p> <p>十一 N・アセチルグルコサミン</p> <p>十二〇二十一（略）</p> <p>二十二 L・アラビノース</p> <p>二十三 アルカネット色素（アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいう。）</p> <p>二十四〇二十六（略）</p> <p>二七 アルミニウム</p> <p>二八 アロエベラ抽出物（アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）</p> <p>二九〇三十五（略）</p> <p>三六 イノシトール</p> <p>三七 イモカロテン（サツマイモの塊根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。）</p>

三十三・三十四 (略)

三十五 ウコン色素(ウコンの根茎から得られた、クルクミンを主成分とするものをいう。)

三十六・三十七 (略)

三十八 エキソマルトテトラオヒドロラーゼ

三十九 エステラーゼ

四十 (略)

四十一 塩水湖水低塩化ナトリウム液(塩化湖水から塩化ナトリウムを析出分離して得られた、アルカリ金属塩類及びアルカリ土類金属塩類を主成分とするものをいう。)

四十二 (略)

四十三 オゾン

四十四 オリゴガラクチュロン酸

四十五 (略)

四十六 オレガノ抽出物(オレガノの葉から得られた、カルバクロール及びチモールを主成分とするものをいう。)

四十七 オレンジ色素(アマダイダイの果実又は果皮か

三十八・三十九 (略)

四十 ウコン色素(ウコンの根茎から得られた、クルクミンを主成分とするものをいう。)

四十一・四十二 (略)

四十三 エキソマルトテトラオヒドロラーゼ

四十四 エゴノキ抽出物(アンソクコウノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいう。)

四十五 エステラーゼ

四十六 エラゲ酸

四十七 (略)

四十八 塩水湖水低塩化ナトリウム液(塩化湖水から塩化ナトリウムを析出分離して得られた、アルカリ金属塩類及びアルカリ土類金属塩類を主成分とするものをいう。)

四十九 オキアミ色素(オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)

五十 (略)

五十一 オゾン

五十二 オリゴ・N・アセチルグルコサミン

五十三 オリゴガラクチュロン酸

五十四 オリゴグルコサミン

五十五 (略)

五十六 オレガノ抽出物(オレガノの葉から得られた、カルバクロール及びチモールを主成分とするものをいう。)

五十七 オレンジ色素(アマダイダイの果実又は果皮か

ら得られた、カロテン及びキサントフィルを主成分とするものをいう。)

四十八・四十九 (略)

五十 カカオ色素(カカオの種子から得られた、アントシアニンの重合物を主成分とするものをいう。)

五十一・五十二 (略)

五十三 カシアガム(エビスグサモドキの種子を粉砕して得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

五十四・五十八 (略)

五十九 カードラン(アグロバクテリウム又はアルカリゲネスの培養液から得られた、一・三・グルカン)を主成分とするものをいう。)

六十・六十三 (略)

六十四 カラシ抽出物(カラシナの種子から得られた、イソチオシアン酸アシルを主成分とするものをいう。)

六十五 カラメル (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメル、第六十七号のカラメル及び第六十八号のカラメルを除く。)

ら得られた、カロテン及びキサントフィルを主成分とするものをいう。)

五十八・五十九 (略)

六十 カカオ色素(カカオの種子から得られた、アントシアニンの重合物を主成分とするものをいう。)

六十一 カカオ炭末色素(カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

六十二・六十三 (略)

六十四 カシアガム(エビスグサモドキの種子を粉砕して得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

六十五 ガストリツクムチン(ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいう。)

六十六・七十 (略)

七十一 カードラン(アグロバクテリウム又はアルカリゲネスの培養液から得られた、一・三・グルカン)を主成分とするものをいう。)

七十二 カニ色素(アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)

七十三・七十六 (略)

七十七 カラシ抽出物(カラシナの種子から得られた、イソチオシアン酸アシルを主成分とするものをいう。)

七十八 カラメル (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメル、第八十号のカラメル及び第八十一号のカラメルを除く。)

六十六	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十八号のカラメルを除く。）	七十九	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第八十一号のカラメルを除く。）
六十七	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物にアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルを除く。）	八十	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物にアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルを除く。）
六十八	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物及びアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。）	八十一	カラメル（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物にアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルを除く。）
六十九	七十四（略）	八十二	八十七（略）
七十	カンゾウ抽出物（ウルカンゾウ、チヨウカカ）	八十三	九十（略）
七十一	カンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。）	八十四	キダチアロエ抽出物（キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）
七十二	カンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）	八十五	百十一（略）
七十三	九十（略）	八十六	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十四	九十（略）	八十七	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十五	九十（略）	八十八	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十六	九十（略）	八十九	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十七	九十（略）	九十	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十八	九十（略）	九十一	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
七十九	九十（略）	九十二	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十	九十（略）	九十三	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十一	九十（略）	九十四	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十二	九十（略）	九十五	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十三	九十（略）	九十六	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十四	九十（略）	九十七	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十五	九十（略）	九十八	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十六	九十（略）	九十九	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十七	九十（略）	百	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十八	九十（略）	百一	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
八十九	九十（略）	百二	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十	九十（略）	百三	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十一	九十（略）	百四	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十二	九十（略）	百五	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十三	九十（略）	百六	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十四	九十（略）	百七	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十五	九十（略）	百八	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十六	九十（略）	百九	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十七	九十（略）	百十	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十八	九十（略）	百十一	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
九十九	九十（略）	百十二	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
百	九十（略）	百十三	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）
		百十四	クチナシ黄色素（クチナシの果実から得られた、クロシン及びクロセチンを主成分とするものをいう。）

百一 クリストバル石

百二～百七 (略)

百八 . グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア
(ステビア抽出物(第百六十九号)のステビア抽出物を
いう。)から得られた、 . グルコシルステビアシド
を主成分とするものをいう。)

百九～百十四 (略)

百十五 クロロブ抽出物(チヨウジのつぼみ、葉又は花
から得られた、オイゲノールを主成分とするものをい
う。)

百十六 (略)

百十七 クロロファイル

百十八～百二十 (略)

百二十一 高級脂肪酸(動植物性油脂又は動植物性硬化
油脂を加水分解して得られたものをいう。)

百二十二 香辛料抽出物(アサノミ、アサフェチダ、ア
ジヨワン、アニス、アンゼリカ、ウイキヨウ、ウコン
、オールのスパイス、オレガノ、オレンジピール、カシ
ヨウ、カツシア、カモミール、カラシナ、カルダモン
、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウエー、クチナシ
、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー
、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サツサfras、サ
フラン、サボリー、サルビア、サンシヨウ、シソ、シ

百十五 クリストバル石

百十六 グリーンタフ

百十七～百二十二 (略)

百二十三 . グルコシルトランスフェラーゼ処理ステ
ビア(ステビア抽出物(第百九十四号)のステビア抽出
物をいう。)から得られた、 . グルコシルステビア
シドを主成分とするものをいう。)

百二十四～百二十九 (略)

百三十 クロロブ抽出物(チヨウジのつぼみ、葉又は花
から得られた、オイゲノールを主成分とするものをい
う。)

百三十一 (略)

百三十二 クロロファイル

百三十三 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、
スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分とするも
のをいう。)

百三十四～百三十六 (略)

百三十七 高級脂肪酸(動植物性油脂又は動植物性硬化
油脂を加水分解して得られたものをいう。)

百三十八 香辛料抽出物(アサノミ、アサフェチダ、ア
ジヨワン、アニス、アンゼリカ、ウイキヨウ、ウコン
、オールのスパイス、オレガノ、オレンジピール、カシ
ヨウ、カツシア、カモミール、カラシナ、カルダモン
、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウエー、クチナシ
、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー
、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サツサfras、サ
フラン、サボリー、サルビア、サンシヨウ、シソ、シ

ナモン、シャロット、ジュニパーベリー、シヨウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、チャービル、デイル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジエラ、ニンジン、ニンク、バジル、パセリ、ハツカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フエネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジヨラム、ミヨウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第三十五号のウコン色素、第四十六号のオレガノ抽出物、第四十七号のオレンジ色素、第六十四号のカラシ抽出物、第七十五号のカンゾウ抽出物、第七十六号のカンゾウ油性抽出物、第九十八号のクチナシ黄色素、第一百五号のクローブ抽出物、第三百三十六号のゴマ油不けん化物、第五百十八号のシソ抽出物、第六十二号のシヨウガ抽出物、第七十四号の精油除去ウイキョウ抽出物、第七十五号のセイヨウワサビ抽出物、第七十八号のセージ抽出物、第九十号のタマネギ色素、第九十一号のタマリンド色素、第九十二号のタマリンドシードガム、第九十八号のタンニン(抽出物)、第二百十五号のトウガラシ色素、第二百十六号のトウガラシ水性抽出物、第二百三十六号のニガヨモギ抽出物、第二百三十八号のニンジンカロテン及び第三百六十五号のローズマリー抽出物を除く。)

ナモン、シャロット、ジュニパーベリー、シヨウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、チャービル、デイル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジエラ、ニンジン、ニンク、バジル、パセリ、ハツカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フエネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジヨラム、ミヨウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第四十号のウコン色素、第五十六号のオレガノ抽出物、第五十七号のオレンジ色素、第七十七号のカラシ抽出物、第八十八号のカンゾウ抽出物、第八十九号のカンゾウ油性抽出物、第一百十二号のクチナシ黄色素、第一百三十号のクローブ抽出物、第一百五十七号のゴマ油不けん化物、第一百八十二号のシソ抽出物、第一百八十六号のシヨウガ抽出物、第一百九十九号の精油除去ウイキョウ抽出物、第二百号のセイヨウワサビ抽出物、第二百四号のセージ抽出物、第二百十八号のタマネギ色素、第二百十九号のタマリンド色素、第二百二十号のタマリンドシードガム、第二百二十六号のタンニン(抽出物)、第二百四十六号のトウガラシ色素、第二百四十七号のトウガラシ水性抽出物、第二百七十号のニガヨモギ抽出物、第二百七十四号のニンジンカロテン、第二百七十五号のニンク抽出物、第三百三十九号のペパー抽出物、第四百十八号のローズマリー抽出物及び第四百十九号

百二十三 酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第三百五十四号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百二十四 酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百三十四号のナリンジンを用いる。）から得られた、グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百二十五 酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第二百八十九号のヘスペリジンを用いる。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百二十六 酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第三百五十五号のルチン（抽出物）を用いる。）から得られた、グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百二十七 酵素処理レシチン（植物レシチン（第一百六十六号の植物レシチンを用いる。）又は卵黄レシチン（第

のワサビ抽出物を除く。）

百三十九 酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第四百六号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百四十 酵素処理カンゾウ（カンゾウ抽出物（第八十八号のカンゾウ抽出物を用いる。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られた、グルコシルグリチルリチン酸類を主成分とするものをいう。）

百四十一 酵素処理チャ抽出物（チャ抽出物（第二百三十二号のチャ抽出物を用いる。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百四十二 酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百六十七号のナリンジンを用いる。）から得られた、グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百四十三 酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第三百三十号のヘスペリジンを用いる。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百四十四 酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第四百七号のルチン（抽出物）を用いる。）から得られた、グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百四十五 酵素処理レシチン（植物レシチン（第一百九十九号の植物レシチンを用いる。）又は卵黄レシチン（第三

三百四十六号の卵黄レシチンをいう。) から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。)

百二十八 酵素分解カンゾウ (カンゾウ抽出物 (第七十五号のカンゾウ抽出物をいう。) を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸・三・グルクロニドを主成分とするものをいう。)

百二十九 (略)

百三十 酵素分解レシチン (植物レシチン (第百六十六号の植物レシチンをいう。) 又は卵黄レシチン (第百四十六号の卵黄レシチンをいう。) から得られた、フォスファチジン酸及びビリゾレシチンを主成分とするものをいう。)

百三十一 ~ 百三十四 (略)

百三十五 骨炭色素 (骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

百三十六 ゴマ油不けん化物 (ゴマの種子から得られた、セサモリンを主成分とするものをいう。)

百三十七 (略)

百三十八 ゴム (パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、第二

百九十八号の卵黄レシチンをいう。) から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。)

百四十六 酵素分解カンゾウ (カンゾウ抽出物 (第八十八号のカンゾウ抽出物をいう。) を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸・三・グルクロニドを主成分とするものをいう。)

百四十七 酵素分解ハトムギ抽出物 (ハトムギの種子を酵素分解して得られたものをいう。)

百四十八 (略)

百四十九 酵素分解レシチン (植物レシチン (第百九十九号の植物レシチンをいう。) 又は卵黄レシチン (第百九十八号の卵黄レシチンをいう。) から得られた、フォスファチジン酸及びビリゾレシチンを主成分とするものをいう。)

百五十 ~ 百五十三 (略)

百五十四 骨炭色素 (骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

百五十五 コーパル樹脂 (コーパルの分泌液から得られた、アガテンジカルボン酸を主成分とするものをいう。)

百五十六 コバルト

百五十七 ゴマ油不けん化物 (ゴマの種子から得られた、セサモリンを主成分とするものをいう。)

百五十八 (略)

百五十九 ゴム (パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、第二

百八号の低分子ゴムを除く。)

百三十九〜百四十二 (略)

百四十三 サイリウムシードガム(プロンドサイリウムの種皮から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

百四十四〜百四十七 (略)

百四十八 酸素

百四十九〜百五十五 (略)

百五十六 シクロデキストリングルカノトランスフェラ
ーゼ

百五十七 (略)

百五十八 シソ抽出物(シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)

百五十九〜百六十一 (略)

百六十二 ショウガ抽出物(ショウガの根茎から得られた、ショウガオール及びジンゲロールを主成分とするものをいう。)

百六十三〜百六十五 (略)

百六十六 植物レシチン(アブラナ又はダイズの種子から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。)

百三十八号の低分子ゴムを除く。)

百六十〜百六十三 (略)

百六十四 サイリウムシードガム(プロンドサイリウムの種皮から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

百六十五 ササ色素(ササの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいう。)

百六十六〜百六十九 (略)

百七十 酸素

百七十一 サンダラック樹脂(サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいう。)

百七十二〜百七十八 (略)

百七十九 シクロデキストリングルカノトランスフェラ
ーゼ

百八十 シコン色素(ムラサキの根から得られた、シコンを主成分とするものをいう。)

百八十一 (略)

百八十二 シソ抽出物(シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)

百八十三〜百八十五 (略)

百八十六 ショウガ抽出物(ショウガの根茎から得られた、ショウガオール及びジンゲロールを主成分とするものをいう。)

百八十七〜百八十九 (略)

百九十 植物レシチン(アブラナ又はダイズの種子から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。)

百六十七 (略)
百六十八 水素

百六十九 ステビア抽出物(ステビアの葉から抽出して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものをいう。)

百七十・百七十一 (略)

百七十二 スフィンゴ脂質(米ぬかから得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものをいう。)

百七十三 (略)

百七十四 精油除去ウイキョウ抽出物(ウイキョウの種子から得られた、グルコシルシナピルアルコールを主成分とするものをいう。)

百七十五 セイヨウワサビ抽出物(セイヨウワサビの根から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。)

百七十六 (略)

百七十七 ゼオライト

百七十八 セージ抽出物(サルビアの葉から得られた、カルノシン酸及びフェノール性ジテルペンを主成分とするものをいう。)

百七十九～百八十五 (略)

百九十一 (略)
百九十二 水素

百九十三 スクレロガム(スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

百九十四 ステビア抽出物(ステビアの葉から抽出して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものをいう。)

百九十五・百九十六 (略)

百九十七 スフィンゴ脂質(ウシの脳又は米ぬかから得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものをいう。)

百九十八 (略)

百九十九 精油除去ウイキョウ抽出物(ウイキョウの種子から得られた、グルコシルシナピルアルコールを主成分とするものをいう。)

二百 セイヨウワサビ抽出物(セイヨウワサビの根から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。)

二百一 (略)

二百二 ゼオライト

二百三 セサモリン

二百四 セージ抽出物(サルビアの葉から得られた、カルノシン酸及びフェノール性ジテルペンを主成分とするものをいう。)

二百五 セスバニアガム(シロゴチヨウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

二百六～二百十二 (略)

百八十六 ソルビン八（ソルビン八の分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

百八十七～百八十九 （略）

百九十 タマネギ色素（タマネギのりん茎から得られた、クエルセチンを主成分とするものをいう。）

百九十一 タマリンド色素（タマリンドの種子から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）

百九十二 タマリンドシードガム（タマリンドの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

百九十三～百九十六 （略）

百九十七 タンナーゼ

百九十八 タンニン（抽出物）（カキの果実、五倍子、タラ末、没食子又はミモザの樹皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものをいう。）

百九十九・二百 （略）

二百一 チャ乾留物（チャの葉を乾留して得られたものをいう。）

二百二 チャ抽出物（チャの葉から得られた、カテキン類を主成分とするものをいう。）

二百三～二百七 （略）

二百十三 ソルビン八（ソルビン八の分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百十四 L・ソルボース

二百十五～二百十七 （略）

二百十八 タマネギ色素（タマネギのりん茎から得られた、クエルセチンを主成分とするものをいう。）

二百十九 タマリンド色素（タマリンドの種子から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）

二百二十 タマリンドシードガム（タマリンドの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

二百二十一～二百二十四 （略）

二百二十五 タンナーゼ

二百二十六 タンニン（抽出物）（カキの果実、クリの渋皮、五倍子、タマリンドの種皮、タラ末、没食子又はミモザの樹皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものをいう。）

二百二十七 ダンマル樹脂（ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

二百二十八・二百二十九 （略）

二百三十 チャ乾留物（チャの葉を乾留して得られたものをいう。）

二百三十一 チャ種子サポニン（チャの種子から得られた、サポニンを主成分とするものをいう。）

二百三十二 チャ抽出物（チャの葉から得られた、カテキン類を主成分とするものをいう。）

二百三十三～二百三十七 （略）

二百八 低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百九（二百十二）（略）

二百十三 デュナリエラカロテン（デュナリエラの全藻から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。）

二百十四 （略）

二百十五 トウガラシ色素（トウガラシの果実から得られた、カプサンチン類を主成分とするものをいう。）

二百十六 トウガラシ水性抽出物（トウガラシの果実から抽出して得られた、水溶性物質を主成分とするものをいう。）

二百十七 動物性ステロール（魚油又はラノリン（第三百四十三号のラノリンをいう。）から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）

二百十八（二百二十四）（略）

二百二十五 トランスグルタミナーゼ

二百二十六（二百三十三）（略）

二百三十四 ナリンジン

二百三十八 低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百三十九（二百四十二）（略）

二百四十三 デュナリエラカロテン（デュナリエラの全藻から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。）

二百四十四 電気石

二百四十五 （略）

二百四十六 トウガラシ色素（トウガラシの果実から得られた、カプサンチン類を主成分とするものをいう。）

二百四十七 トウガラシ水性抽出物（トウガラシの果実から抽出して得られた、水溶性物質を主成分とするものをいう。）

二百四十八 動物性ステロール（魚油又はラノリン（第三百九十五号のラノリンをいう。）から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）

二百四十九 ドクダミ抽出物（ドクダミの葉から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

二百五十（二百五十六）（略）

二百五十七 トランスグルタミナーゼ

二百五十八 トリアシルグリセロールリパーゼ

二百五十九（二百六十六）（略）

二百六十七 ナリンジン

二百六十八 ニガキ抽出物（ニガキの幹枝又は樹皮から

二百三十五 (略)

二百三十六 ニガヨモギ抽出物(ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)

二百三十七 ニッケル

二百三十八 ニンジンカロテン(ニンジンの根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。)

二百三十九〜二百四十二 (略)

二百四十三 パパイン

二百四十四〜二百四十八 (略)

二百四十九 ヒアルロン酸

二百五十 微結晶セルロース(パルプから得られた、結晶セルロースを主成分とするものをいう。)

得られた、クアシンを主成分とするものをいう。)

二百六十九 (略)

二百七十 ニガヨモギ抽出物(ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)

二百七十一 ニストース

二百七十二 ニッケル

二百七十三 ニュウコウ(ニュウコウの分泌液から得られた、ボスウエリン酸及びボスウエリン酸を主成分とするものをいう。)

二百七十四 ニンジンカロテン(ニンジンの根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。)

二百七十五 ニク抽出物(ニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするものをいう。)

二百七十六〜二百七十九 (略)

二百八十 パパイン

二百八十一 パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エクジステロイド及びサポニンを主成分とするものをいう。)

二百八十二〜二百八十六 (略)

二百八十七 ヒアルロン酸

二百八十八 ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう。)

二百八十九 微結晶セルロース(パルプから得られた、結晶セルロースを主成分とするものをいう。)

二百五十一～二百五十四 (略)

二百五十五 ヒマワリ種子抽出物(ヒマワリの種子から得られた、イソクロロゲン酸及びクロロゲン酸を主成分とするものをいう。)

二百五十六～二百七十八 (略)

二百七十九 分別レシチン(植物レシチン(第百六十六号の植物レシチンをいう。))又は卵黄レシチン(第百四十六号の卵黄レシチンをいう。))から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。)

二百八十 粉末セルロース(パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第百五十号の微結晶セルロースを除く。)

二百八十一～二百八十八 (略)

二百八十九 ヘスペリジン

二百九十・二百九十一 (略)

二百九十二 ベニコウジ色素(ベニコウジカビの培養液から得られた、アンカフラビン及びモナスコルブリンを主成分とするものをいう。)

二百九十～二百九十三 (略)

二百九十四 ヒマワリ種子抽出物(ヒマワリの種子から得られた、イソクロロゲン酸及びクロロゲン酸を主成分とするものをいう。)

二百九十五 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)

二百九十六 ピメンタ抽出物(ピメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう。)

二百九十七～三百十九 (略)

三百二十 分別レシチン(植物レシチン(第百九十号の植物レシチンをいう。))又は卵黄レシチン(第百九十八号の卵黄レシチンをいう。))から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。)

三百二十一 粉末セルロース(パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第百八十九号の微結晶セルロースを除く。)

三百二十二～三百二十九 (略)

三百三十 ヘスペリジン

三百三十一 ヘスペレチン

三百三十二・三百三十三 (略)

三百三十四 ベニコウジ色素(ベニコウジカビの培養液から得られた、アンカフラビン及びモナスコルブリンを主成分とするものをいう。)

二百九十三・二百九十四 (略)	三百三十五 ベニノキ末色素(ベニノキの種子から得られた、ノルビキシン及びビキシンを主成分とするものをいう。)
二百九十五 ベネズエラチクル(ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	三百三十六・三百三十七 (略)
二百九十六・三百二 (略)	三百三十八 ベネズエラチクル(ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)
三百三 ベントナイト	三百三十九 ペパー抽出物(コショウの果実から得られた、フェルペリン類を主成分とするものをいう。)
三百四・三百二十四 (略)	三百四十・三百四十六 (略)
三百二十五 ムラミダーゼ	三百四十七 ベントナイト
三百二十六・三百二十八 (略)	三百四十八 ホウセンカ抽出物(ホウセンカの全草から抽出して得られたものをいう。)
三百二十九 モウソウチク乾留物(モウソウチクの茎を乾留して得られたものをいう。)	三百四十九 ホコツシ抽出物(ホコツシの種子から得られた、バクチオールを主成分とするものをいう。)
三百三十・三百三十五 (略)	三百五十・三百七十 (略)
三百三十六 モモ樹脂(モモの分泌液から得られた、多	三百七十一 ムラミダーゼ
	三百七十二 メチルチオアデノシン(サツカロミセスから得られた、五・デヒドロキシ・五・メチルチオアデノシンを主成分とするものをいう。)
	三百七十三・三百七十五 (略)
	三百七十六 モウソウチク乾留物(モウソウチクの茎を乾留して得られたものをいう。)
	三百七十七 モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう。)
	三百七十八・三百八十三 (略)
	三百八十四 モモ樹脂(モモの分泌液から得られた、多

糖類を主成分とするものをいう。)

三百三十七 ヤマモモ抽出物(ヤマモモの果実、樹皮又は葉から抽出して得られたものをいう。)

三百三十八(略)

三百四十三 ラノリン(ヒツジの毛に付着するろう様物質から得られた、高級アルコールと、ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。)

三百四十四(略)

三百四十六 卵黄レシチン(卵黄から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。)

三百四十七(略)

三百五十四 ルチン酵素分解物(ルチン(抽出物)(次号のルチン(抽出物)をいう。))から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)

三百五十五 ルチン(抽出物)(アズキの全草、エンジュのつばみ若しくは花又はソバの全草から得られた、ルチンを主成分とするものをいう。)

三百五十六(略)

糖類を主成分とするものをいう。)

三百八十五 モリン

三百八十六 モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラコシルトリアコンタニルアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)

三百八十七 ヤマモモ抽出物(ヤマモモの果実、樹皮又は葉から抽出して得られたものをいう。)

三百八十八 油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

三百八十九 ユーカリ葉抽出物(ユーカリの葉から得られた、ジケトンを主成分とするものをいう。)

三百九十(略)

三百九十五 ラノリン(ヒツジの毛に付着するろう様物質から得られた、高級アルコールと、ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。)

三百九十六(略)

三百九十八 卵黄レシチン(卵黄から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。)

三百九十九(略)

四百六 ルチン酵素分解物(ルチン(抽出物)(次号のルチン(抽出物)をいう。))から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)

四百七 ルチン(抽出物)(アズキの全草、エンジュのつばみ若しくは花又はソバの全草から得られた、ルチンを主成分とするものをいう。)

四百八(略)

三百五十九 レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

三百六十～三百六十四 （略）

三百六十五 ローズマリー抽出物（マンネンロウの葉又は花から得られた、カルノシン酸、カルノソール及びロスマノールを主成分とするものをいう。）

備考 第一号から第三百六十五号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。

四百十一 レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

四百十二 レモン果皮抽出物（レモンの果皮から得られた、ゲラニオール及びシトラールを主成分とするものをいう。）

四百十三～四百十七 （略）

四百十八 ローズマリー抽出物（マンネンロウの葉又は花から得られた、カルノシン酸、カルノソール及びロスマノールを主成分とするものをいう。）

四百十九 ワサビ抽出物（ワサビの根茎又は葉から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。）

備考 第一号から第四百十九号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。